

図書館内での飲み物摂取について(試行)

平成28年1月から12月までの試行期間を設け、下記の条件付きで館内での飲み物摂取を認めます。
(現在の図書館利用規則では館内飲食禁止ですが、飲み物についてのみ摂取を認める規則改定を前提に実施します。)

【飲み物の摂取条件(遵守事項)】

- ①館内に持込む容器は破損しにくい素材でできており、蓋をすれば密閉でき、倒しても中身がこぼれないものに限る。
(注意! 持込みを禁止している容器を見つけた場合は、退出時までカウンターで預かります。)

持込み可能な容器(例)



- ・ペットボトル
- ・水筒
- ・アルミボトル
など

持込み禁止の容器(例)



- ・プルタブ缶
- ・コップ型容器
- ・紙パック
など

- ②飲み物を飲む時以外は、容器をカバンやバッグに入れておく (机や椅子の上に出しておかない) こと。
③持ち込んだ容器は館内に置いたまま図書館を退出しないこと。
④万一、飲み物で図書館資料や館内を汚した場合は、必ず図書館員へ申し出ること。

★試行期間を経た後、平成29年4月に図書館利用規則を改定し正式施行となりますが、上記の条件(遵守事項)を守れない学生が多い場合は、飲み物の摂取禁止の規則に戻す場合があります。

上記内容について分からないこと(持込み可能な容器についての質問など)がある場合は遠慮なく尋ねてください。